

平成29年度 第6回北区協議会次第

日 時 平成29年9月28日(木)
午後2時から

会 場 北区役所 3階 31・32会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 諮問事項

ア 平成30年度北区役所費の予算要求の概要について

【北区・区振興課】 資料P1（別刷資料あり）

(2) 協議事項

ア 北区協議会推薦会の設置等について

【北区・区振興課】 資料P2（別刷資料あり）

4 その他

(1) 地域の情報等について

(2) 次回の開催について

(3) その他

5 閉 会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	平成30年度北区役所費の予算要求の概要について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	—				
対象の区協議会	北区協議会				
内 容	平成30年度北区役所費の予算要求の概要について諮問するもの。 詳細は別紙のとおり。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	答申を得たい時期 平成29年10月				
担当課	北区振興課	担当者	山本 一人	電話	523-2876

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	北区協議会推薦会の設置等について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	現任の北区協議会委員の任期が、平成30年3月31日をもって満了を迎えることから、本年度中の新委員の選任が求められる。				
対象の区協議会	北区協議会				
内 容	浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則第3条の規定に基づき、北区協議会推薦会を設置し、北区協議会推薦会委員を選任する。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	推薦案の議決時期 平成30年1月下旬				
担当課	北区振興課	担当者	長坂 恵子	電話	523-1168

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

平成30年度 北区役所費 予算要求の概要

(単位：千円)

事業名称	29年度当初 予算額A	30年度当初 要求額B	比較増減 (B-A)	内 容
北区役所費	306,393	279,847	△ 26,546	※職員の人件費等は除く
人件費（附属機関の委員等）	1,821	1,781	△ 40	区協議会委員報酬
人件費（嘱託）	0	5	5	協働センターにおける職員不在時の施設利用許可業務に対応するため、施設の管理運営業務に従事するシルバー人材センターの会員を非常勤職員（利用許可業務に従事する時間に限る）として任用し、認可業務を行わせるもの。
区管理運営事業	58,618	65,759	7,141	区役所の運営、財産管理、庁舎の維持管理、公用車管理に要する経費
区役所運営事業	7,105	7,458	353	区役所の運営に要する経費 ●主な経費内訳 消耗品（コピー用紙等） 1,617 総合案内委託料 2,920 コピー機等使用料 1,997
公有財産維持管理事業	6,437	13,476	7,039	普通財産の維持管理に要する経費 ●主な経費内訳 樹木管理（除草等） 4,003 設備維持管理 1,183 修繕・工事費 1,455 設計委託料 5,502
庁舎維持管理事業	37,522	35,745	△ 1,777	区役所庁舎の維持管理に要する経費 ●主な経費内訳 光熱水費（電気・水道料等） 11,166 電話料 3,490 警備委託 6,632 庁舎清掃・ごみ処理 4,372 その他保守管理 4,662 電話借上料 2,272 庁舎修繕・工事費 0
公用自動車管理事業	7,554	9,080	1,526	公用車の維持管理に要する経費 ●主な経費内訳 燃料費 2,352 修繕費（車検費用等） 2,500 保険費用 1,665 リース料 1,981

平成30年度 北区役所費 予算要求の概要

(単位：千円)

事業名称	29年度当初 予算額A	30年度当初 要求額B	比較増減 (B-A)	内 容
協働センター管理運営事業	73,077	86,333	13,256	都田、三方原、引佐、三ヶ日協働センターの運営・維持管理に要する経費 ・都田、三方原協働センター 17,807 ・引佐協働センター 26,908 ・三ヶ日協働センター 41,618
収入印紙売りさばき事業	6,900	6,900	0	法務局登記事項証明書発行請求機の利用に伴う収入印紙の売りさばき経費
区協議会運営事業	260	256	△ 4	協議会運営に要する経費
地域力向上事業	10,074	10,348	274	住みよい区づくりを推進する事業
市民提案による住みよい地域づくり助成事業	4,400	4,400	0	市民提案に基づく事業
区民活動・文化振興事業	4,149	5,053	904	献上みかん事業、北区ビューポイント選定事業、北区文化交流祭開催事業、北区ふれあいマラソン大会開催事業、地域スポーツ育成事業、「井伊直虎ゆかりの地」推進事業
区課題解決事業	1,525	895	△ 630	北区安全・安心まちづくり事業
行政連絡文書配布事業	40,580	40,752	172	自治会への行政文書等の配布委託に要する経費
自治会振興事業	89,963	42,613	△ 47,350	自治会への助成等に要する経費
自治会集会所整備助成事業	12,437	10,520	△ 1,917	自治会集会所整備に助成する経費
防犯灯設置維持管理助成事業	77,526	32,093	△ 45,433	自治会の管理する防犯灯に助成する経費 ●主な経費内訳 設置助成 10,476 修繕料、電気料助成 21,617

平成30年度 北区役所費 予算要求の概要

(単位：千円)

事業名称		29年度当初 予算額A	30年度当初 要求額B	比較増減 (B-A)	内 容
	区大事業	25,100	25,100	0	区を代表する事業
	姫様道中開催事業	6,800	6,800	0	姫様道中を開催するための実行委員会への負担金
	三ヶ日花火大会開催事業	6,000	6,000	0	三ヶ日花火大会を開催するための実行委員会への負担金
	いなさ人形劇まつり開催事業	6,000	6,000	0	いなさ人形劇まつりを開催するための実行委員会への負担金
	北区Deまつり開催事業	6,300	6,300	0	北区Deまつりを開催するための実行委員会への負担金

※表中の30年度当初要求額は、平成29年9月28日現在の予定額です。

《新》 改正案

北区協議会推薦会の設置等に関する要綱 (案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区及び域自治区の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号）第2条の2第3項の規定に基づき、北区協議会推薦会（以下「推薦会」という。）の設置等について、必要な事項を定める。

(委員)

第2条 推薦会は、北区協議会委員〇人で組織する。

2 推薦会委員は、区協議会の指名に基づき、委員を選任する。

3 委員の任期は、推薦会設置の日から、平成30年3月31日までとする。

4 推薦会委員は条例施行規則第2条第2項の規定による公募に応募することができない。

(会長)

第3条 推薦会に会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は、推薦会の事務を掌理し、推薦会を代表する。

5 会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する者をあらかじめ指名するものとする。

(会議)

第4条 推薦会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

4 前項の場合においては、議長は、推薦会委員として議決に加わる権利を有しない。

5 会議は公開とする。ただし、議長又は推薦会委員の発議により、出席する推薦会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料その他の協力を求めることができる。

7 会議の運営に関して、この要綱に定めのない事項は、区協議会の会議の例によるものとする。

(庶務)

第5条 推薦会の庶務は、北区役所区振興課において処理する。

(細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月30日から施行する。

附 則

《旧》 現 行

北区協議会推薦会の設置等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区及び域自治区の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号）第2条の2第3項の規定に基づき、北区協議会推薦会（以下「推薦会」という。）の設置等について、必要な事項を定める。

(委員)

第2条 推薦会は、北区協議会委員4人で組織する。

2 推薦会委員は、区協議会の指名に基づき、委員を選任する。

3 委員の任期は、推薦会設置の日から、平成29年3月31日までとする。

4 推薦会委員は条例施行規則第2条第2項の規定による公募に応募することができない。

(会長)

第3条 推薦会に会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は、推薦会の事務を掌理し、推薦会を代表する。

5 会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する者をあらかじめ指名するものとする。

(会議)

第4条 推薦会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

4 前項の場合においては、議長は、推薦会委員として議決に加わる権利を有しない。

5 会議は公開とする。ただし、議長又は推薦会委員の発議により、出席する推薦会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料その他の協力を求めることができる。

7 会議の運営に関して、この要綱に定めのない事項は、区協議会の会議の例によるものとする。

(庶務)

第5条 推薦会の庶務は、北区役所区振興課において処理する。

(細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

この要綱は、平成25年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月23日から施行する。